

枚方市規則第 11 号

枚方市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市国民健康保険条例施行規則（昭和55年枚方市規則第18号）の一部を次のように改正する。
附則第7条中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則 [令和5年3月27日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。